令和7年9月30日

各地域協会長　殿

(公社) 全関東電気工事協会
専務理事　野沢　春樹

死亡災害事例の周知および災害防止対策の徹底について

東京電力パワーグリッド（以下「東電PG」という）より、道路本復旧工事中の作業車両後退時、交通誘導員がひかれ死亡する災害が発生したと連絡がありました。

また、東京労働局労働基準部長から過去に発生した災害事例を鑑み、東電PGに対し「労働災害防止対策の徹底について」が届いており災害防止に向けた重点取組事項等について周知するよう連絡がありました。

つきましては、関係者へ災害事例等を周知いただくとともに、災害撲滅に向けて引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

記

１．死亡災害事例

（1）概要

作業車両後退時、交通誘導員がひかれ死亡する災害が発生いたしました。6月に発生した死亡災害に類似したものと想定しており、繰り返し災害の発生になります。

①発生日時：2025年9月25日（木）11：25 頃

②発生場所：山梨県大月市猿橋町地内

③工事会社：元請：S社　一次：G社　二次：M社　三次：S社　交通誘導：S社（１次から委託)

④被災者　：男性、60歳（経験年数9年)

⑤傷害程度：死亡

⑥発生概要：　8:30　現地到着　ＴＢＭ－ＫＹ実施

9:00　規制後、作業開始

11:23　加害者は大月方面へ進行する為，作業区画から作業車両（2tトラック）後退開始。

(推測) 被災者は後退誘導を実施しようと移動した際に転倒したと思われる

11:25　災害発生

11:27　作業長より救急車要請(被災者死亡)

（2）同種災害防止について

別添の暫定対策資料を周知いただき、同種災害の防止に努めていただきますようお願いいたし

ます。

２．労働災害防止対策の徹底について

（1）情報共有事項

今年度の災害発生状況として、9月2日時点で死亡災害2件、重傷災害9件を含む42件（被害災害を除く）と依然として非常に多くの災害が発生しており、これ以上の災害は何としても食い止めなければならない状況にあります。

この中には4月に発生した高所作業車のサブブ―ムがズレ落ち、吊り荷と接触したことに起因する死亡災害も事例として掲示されています。

関係会社のみなさまにおかれましては、以下の特に留意すべき4つの重点取組事項に関しまして、自所の安全への取組と照らし合わせながらご確認いただきますようお願いいたします。

（2）4つの重点取組事項

①死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明と発信

②安全衛生管理活動の的確な実施および活性化に向けた取組

③墜落・転落災害防止対策の徹底

④安全衛生意識の向上を目指した安全衛生教育の徹底

３．添付資料

（1）労働災害防止対策の徹底について

・労働災害防止対策の徹底について（写)

・添付書類.１ 建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請)

（2）死亡災害事例

・死亡災害【第一報】山梨総支社「道路本復旧工事中，作業車両後退時，交通誘導員がひかれ被災」

・暫定対策資料

以上

扱者：猿子

【写】

2025 年 9 月 24 日

株式会社関電工　社会インフラ統括本部
　安全部長　沼田　豊　殿
　架空配電部長　佐藤　浩二　殿
　地中配電部長　村松　誠司　殿
東京電力配電工事協力会
　事務局長　斎藤　重雄　殿
三英電業株式会社
　取締役電力事業本部長　鈴木　隆　殿
株式会社トーエネック　配電本部
　地中線部長　鏡　充孝　殿
公益社団法人　全関東電気工事協会
　会長　天野　春夫　殿
株式会社東光高岳　計量事業本部
　法人計量工事部長　中山　英俊　殿
東電タウンプランニング株式会社
　広告総括部長　武川　毅　殿
　設備管理部長　土岐　有紀子　殿
　無電柱化統括部長　海老原　利典　殿

東京電力パワーグリッド株式会社　配電部
無電柱化推進グループマネージャー　遠藤　和宏
配電工事監理グループマネージャー　小野　祐輝
配電保守・制御グループマネージャー　卯月　保
スマートメーター工事運営グループマネージャー　豊田　誠

労働災害防止対策の徹底について

拝啓　時下ますますご清栄のことお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社業務統括室より、「労働災害防止対策の徹底について」という文書が発信されており、弊社の業務に多大なご協力をいただいております関係会社へ広く情報共有させていただきます。本内容につきまして、関係者へ周知いただくとともに、災害撲滅に向けて引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．情報共有事項

今年度の災害発生状況として、9 月 2 日時点で死亡災害 2 件、重傷災害 9 件を含む 42 件（被害災害を除く）と依然として非常に多くの災害が発生しており、これ以上の災害は何としても食い止めなければならない状況にあります。

その中で、先般厚生労働省東京労働局より「建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）」を受領しました。

この中には 4 月に発生した高所作業車のサブブームがズレ落ち、吊り荷と接触したことに起因する死亡災害も事例として掲示されております。

関係会社のみなさまにおかれましては、以下の特に留意すべき 4 つの重点取組事項に関しまして、自所の安全への取組と照らし合わせながらご確認いただきますようお願い申し上げます。

２．4 つの重点取組事項

（1）死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明と発信

（2）安全衛生管理活動の的確な実施および活性化に向けた取組

（3）墜落・転落災害防止対策の徹底

（4）安全衛生意識の向上を目指した安全衛生教育の徹底

３．添付資料

添付書類. 1　建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

以　上

扱い：東京電力パワーグリッド株式会社　配電部

無電柱化推進G [redacted]

配電工事監理G [redacted]

配電保守・制御G [redacted]

ｽﾏｰﾄﾒｰﾀｰ工事運営G [redacted]

第一報	速報	報告書

【2025年9月25日発生　請負災害】

件名：道路本復旧工事中，作業車両後退時，交通誘導員がひかれ被災（死亡災害）

2025年9月25日

配電部　配電工事監理G

Ⅰ-1　災害の概要

区分	請負	**No**		**種別**		**傷害程度**	**死亡**
発生日	2025年9月25日（木）			**時間**	11時25分 頃	**天候**	晴
発生事業所	山梨総支社			**場所**	山梨県大月市猿橋町地内		
業態	配電			**本社主管部**	配電部		
被災者							
氏名		**性別**	男性	**年齢**	60歳	**国籍**	日本
所属・会社	元請：S社　一次：G社　二次：M社　三次：S社 交通誘導：S社（１次から委託）					**経験年数**	9年
傷害の状況	死亡			**全治等 (休業日数)**	-		
発生概要	8:30　現地到着　ＴＢＭ－ＫＹ実施 9:00　規制後、作業開始 11:23　加害者は大月方面へ進行する為，作業区画から作業車両（2tトラック）後退開始。 （推測）被災者は後退誘導を実施しようと移動した際に転倒したと思われる 11:25　災害発生 11:27　作業長より救急車要請						

Ⅰ-3　災害状況　災害前状況図

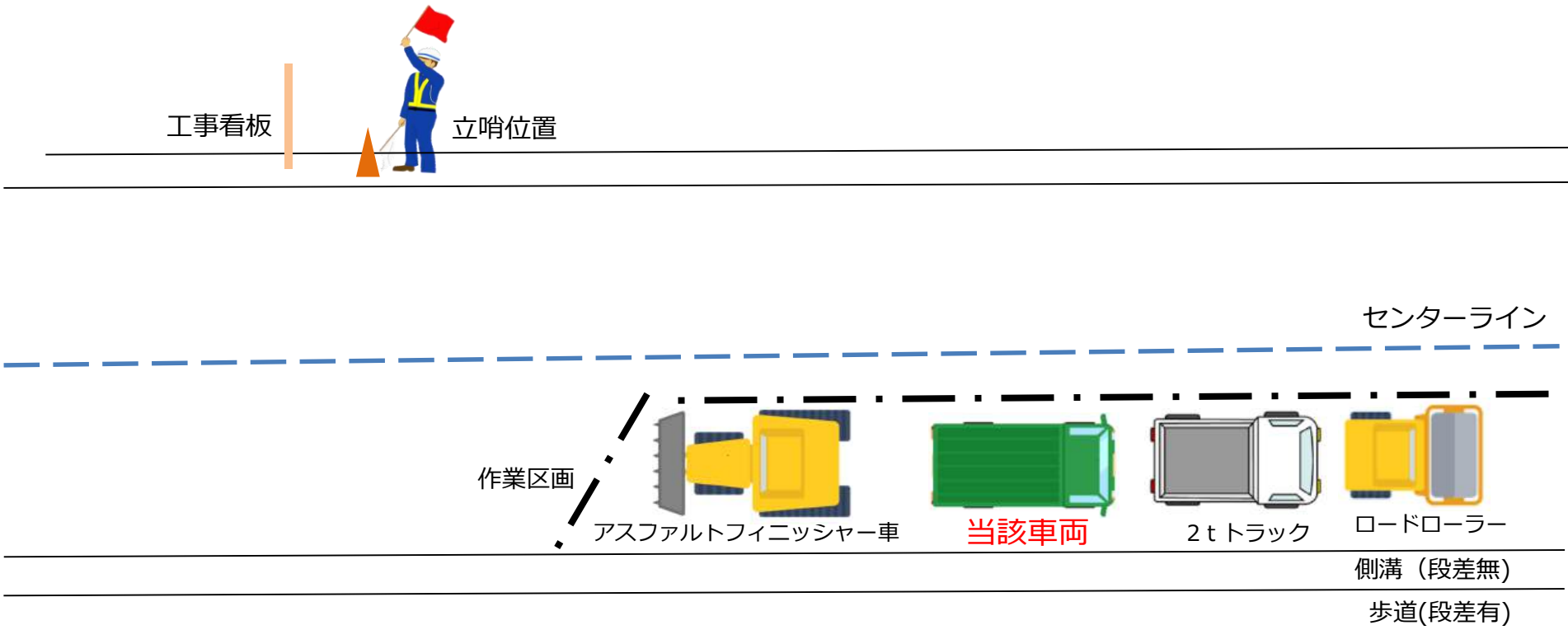

大月市内方面

東京方面

Ⅰ-3　災害状況　発生時状況図

作業車両（2tトラック）で不足資機材を事務所に取りに行くため，当該車両を移動させた際、交通誘導員と接触

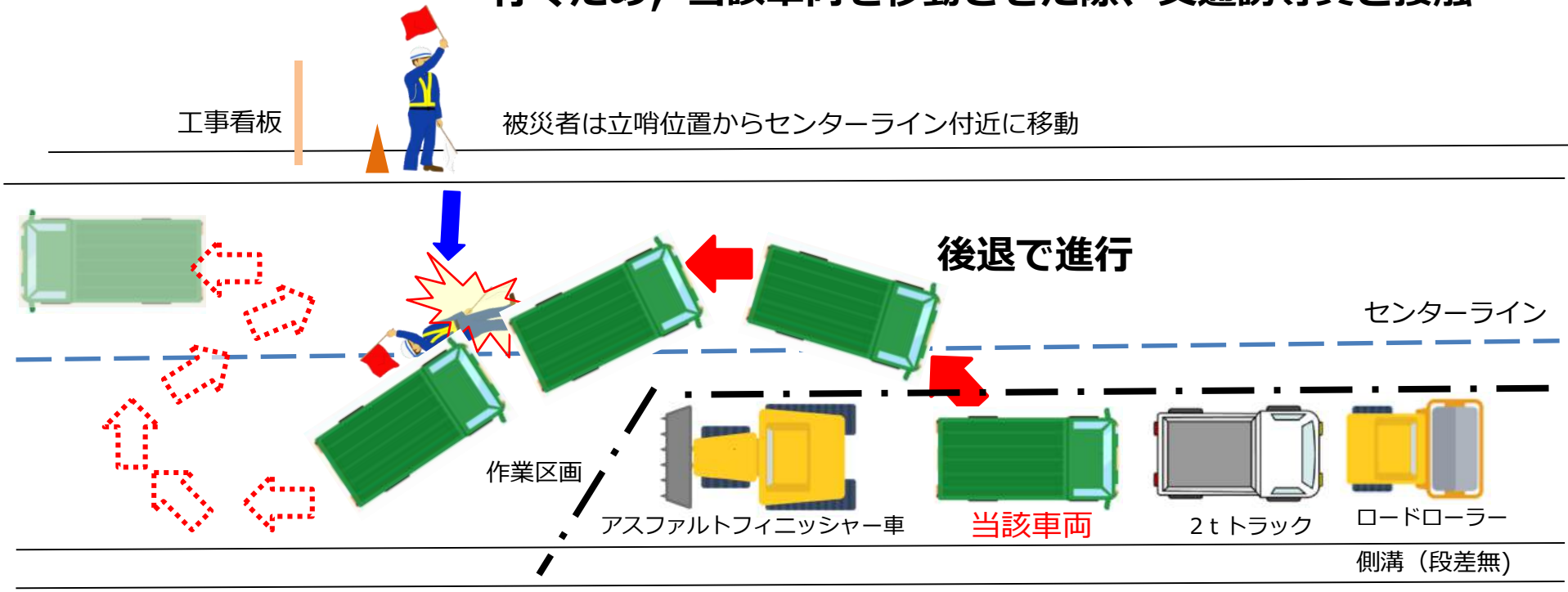

（推定）大月市内方面に事務所があるため道路上で方向転換を実施しようとし後退

大月市内方面　　**東京方面**

秘密情報　目的外使用禁止　東京電力パワーグリッド株式会社　2025.9

Ⅰ-3　災害状況　状況図

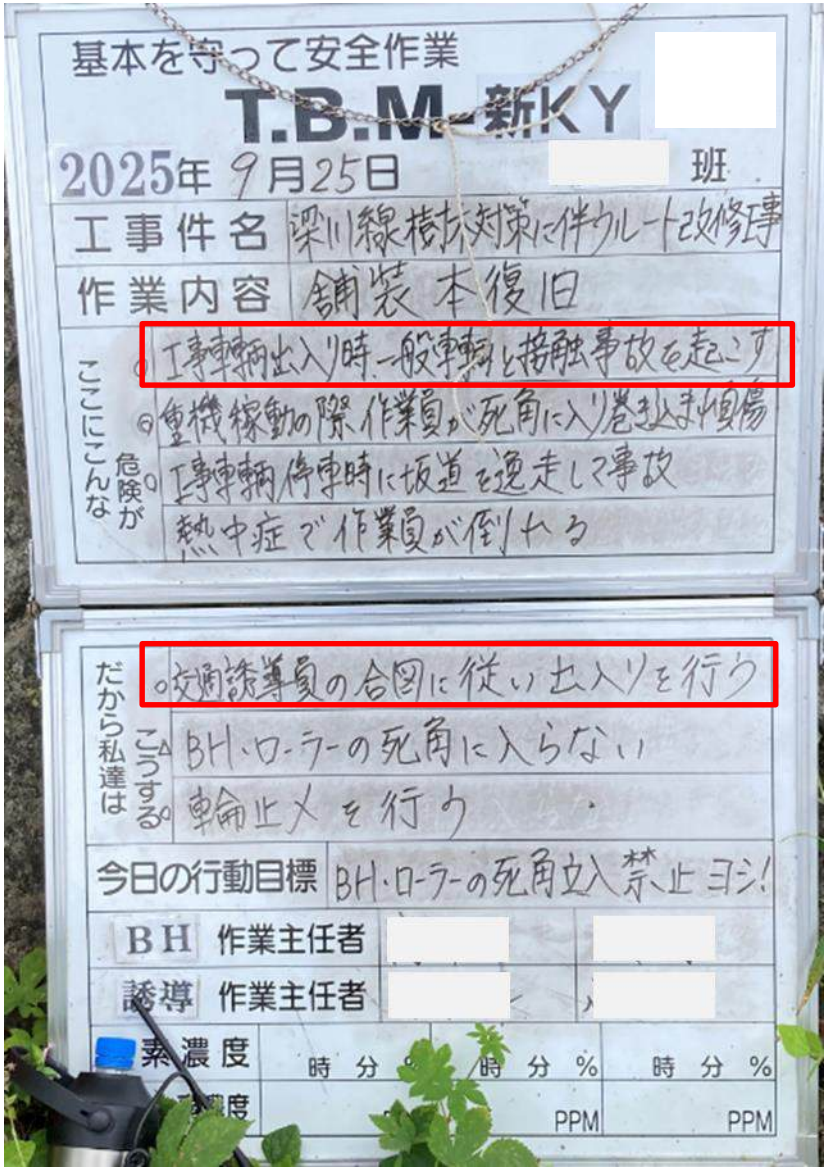

基本を守って安全作業

T.B.M-新KY

2025年 9月25日　　班

工事件名	梁川線橋梁対策に伴うルート改修工事
作業内容	舗装本復旧
ここにこんな危険が	○工事車両出入り時一般車両と接触事故を起こす
	○重機稼動の際作業員が死角に入り巻き込まれ負傷
	○工事車両停車時に坂道を逸走して事故
	熱中症で作業員が倒れる
だから私達は こうする	○交通誘導員の合図に従い出入りを行う
	△BH・ローラーの死角に入らない
	○車輪止メを行う
今日の行動目標	BH・ローラーの死角立入禁止ヨシ!
BH 作業主任者	
誘導 作業主任者	
酸素濃度	時 分 %　時 分 %　時 分 %
硫化水素濃度	PPM　PPM

現場で守るべき最低限の事項（交通誘導員編）

1．絶対に体を張って車を止めない

交通誘導員は車両に対し停止をお願いするもので、法的な権限はない
そのため、絶対に体を張って車を止めないこと

2．配置位置は歩道、車道左端、保安区画内のいずれか

車道中央に出ての誘導は行わないこと

3．退避場所を現場責任者と一緒に確認

無謀運転車両の突入に備えて、緊急時の退避スペースを確保する

4．停止するまで、車両から目を離さない

停止しない車両があることを常に想定する

5．工事車両を誘導する際は車両の死角に入らず、なおかつ警笛を活用した誘導をする

運転手に誘導者がどこにいるかわかるようにする

現場で守るべき最低限の事項（作業員編）

1．道路使用許可条件・図面に従って保安施設を設置する

看板などはドライバーに認識しやすいように設置すること

2．保安施設設置は上流から下流の順で、撤去は下流から上流の順で設置する

設置時と撤去時が接触事故のリスクが高まることを認識する

3．工事車両の誘導を依頼する時は、必ず、誘導者の指示に従って車両運転を行う（誘導者と意思の疎通が図れない場合は停止する）

※車両の動線と誘導位置、合図方法について誘導者と事前に共有する

4．交通誘導員に体を張った合図をさせない

体を張った行為が危険であることを作業員全員に認識させる

5．交通誘導員に誘導業務以外を実施させない

現場で守るべき最低限の事項（作業責任者編）

1．作業開始前に、交通誘導員を含めた作業班全員で、事前打ち合わせを実施する

2．事前打ち合わせでは、準備・片付け中における交通誘導員の役割も明確化し、共有する

3．事前打ち合わせでは、役割から逸脱する事象（公衆からの要請や体調不良、生理現象等）があった場合、必ず作業責任者へ報告して指示を仰ぐことを明確化し、共有する

4．「現場で守るべき最低限の事項」について、作業開始前に作業者及び交通誘導員と読み合わせを行い、作業中も実行していることを確認する ※交通誘導員編と作業員編を使用

建設業の死亡災害増加にかかる

東京労働局労働基準部長メッセージ

建設業における労働災害防止対策の徹底について

令和６年の建設業の東京労働局管内における労働災害による死亡者数は11人で、統計を取り始めて以来、過去最少となり、墜落災害も１件と大幅な減少となったものの、令和７年に入り、５件の墜落災害を含む９件の死亡災害が発生するなど、前年の同じ時期の３件と比べ３倍と、非常に憂慮すべき状況となっています。

また、発生した死亡災害のうち、高所からの墜落等によるものが５件と半数以上を占め、これらは手すりの設置や墜落制止用器具の使用などの措置がなされていないものでした。

いずれの災害においても「基本的な安全対策」や「安全性の検討」が十分になされていなかったものであり、現場全体の「安全意識」や「安全管理能力」の低下が懸念されるところです。

建設現場における労働災害防止対策を推進するためには計画段階におけるリスクアセスメントの実施や労働者への安全衛生教育の徹底が重要です。東京労働局では、建設現場における労働災害防止対策を推進する上で特に留意すべき４つの重点事項（決意表明、管理活性化、高所対策、教育強化）の４つの事項（４Ｋ）を展開しています。

つきましては、この４Ｋや、厚生労働省から毎年示されています建設業の安全衛生対策に係る「留意事項」の実施をはじめとする労働災害の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

令和７年７月25日

東京労働局

労働基準部長　川又修司

令和７年 建設業死亡災害事例

	月	業種	職種 年齢 経験	事故の型 起因物	発生状況の概要
1	1月	建築工事業	設備機械工 50歳代 30年以上	墜落、転落 エレベータ、リフト	立体駐車場において、地下に向かうため自動車垂直搬送用リフトに乗り下降したが、指定した階で停止しなかったため、緊急停止ボタンを押したところ、リフトが一時停止直後に上昇したため、自動車用パレットに飛び移ろうとしたが、リフトと当該パレットの隙間から墜落したもの。
2	1月	建築工事業	その他の作業者 20歳代 1年以上5年未満	墜落、転落 開口部	エレベーターシャフト開口部付近で、鉄板敷きの準備を行っていたところ、墜落し、死亡したもの。
3	4月	その他の建設業	電工 50歳代 30年以上	激突され 移動式クレーン	電柱工事に伴う電線及び変圧器の移設工事を行うため、貨物自動車の荷台に乗せた工事用変圧器1台を移動式クレーン(ウインチ付き高所作業車)を用いて吊り上げたところ、何らかの理由によりつり荷が落下し、玉掛作業を行った被災者にあたり、貨物自動車の荷台から墜落したもの。
4	5月	土木工事業	貨物自動車運転者 30歳代 1年以上5年未満	はさまれ、巻き込まれ 整地・運搬・積込み用機械	建設現場における請負業務として、コンテナ車に積載した産廃(木くず)を廃棄物処理施設へ運搬した被災者が、同施設構内で所定の場所に荷降ろしした後、荷台の扉を閉めようとした際に、バック走行してきたトラクター・ショベルによりコンテナ車との間に挟まれ死亡したもの。
5	5月	その他の建設業	機械修理工 40歳代 10年以上20年未満	はさまれ、巻き込まれ その他の食品加工用機械	冷凍機械の不具合を確認するため、稼働させながら点検を行っていたところ、下部の稼働部分とモーターの覆いの間に挟まれ死亡したもの。
6	6月	建築工事業	管理者 20歳代 1年未満	墜落・転落 開口部	地下工事中のビルの新築工事現場において、歩道区画用のカラーコーン等を片付ける作業中、作業構台の撤去後に開口部となっていた現場出入口ゲート付近の地面端部において、被災者は約90センチメートル下の箇所にコーンバーを片付けようとしたところ、バランスを崩して約3メートル下の地下スラブ上に墜落し、死亡したもの。
7	6月	土木工事業	土工 50歳代 30年以上	墜落・転落 開口部	休憩時間中に、被災者が立っていた位置の背後にあった約9m×約7．5mの開口部からその床面まで4．1m墜落したもの。
8	6月	土木工事業	土工 40歳代 10年以上20年未満	はさまれ、巻き込まれ 掘削用機械	公共歩道の水道管取り替え工事現場において、公道上に貨物自動車2台を縦列駐車させていた際に、後ろ側の貨物自動車が、その真後ろで作業を行っていたドラグショベルに押されて前進したことで、同貨物自動車2台の間にいた被災者が、同貨物自動車2台にはさまれたもの。
9	7月	建築工事業	とび工 40歳代 1年以上5年未満	墜落・転落 足場	鉄筋コンクリート造15階建てのマンション新築工事現場において、3名で足場の解体作業を行っていたところ、当該足場の16段目(高さ27m)から墜落したもの。

東京労働局 東京労働局労働基準部安全課

建設業の労働災害防止対策を強化しましょう

墜落・転落災害をはじめとした

【重点取組事項】

- ☑ 死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信
- ☑ 安全衛生管理活動の活性化（下請事業者に対する指導・支援）
- ☑ 墜落・転落災害防止対策の徹底（高所作業の点検強化）
- ☑ 安全衛生教育の実施

Ketui 決意表明

墜落等の死亡災害を発生させない決意表明を現場所長自らが発信

Kanri Kasseika 管理活性化

安全衛生管理活動の的確な実施と活性化！（リスクアセスメント）ＫＹ活動など

Kousyo 高所対策

有効な足場等の作業床、手すりの設置、墜落制止用器具の使用徹底！

墜落・転落リスクアセスメントの実施も忘れずに

Kyouiku 教育強化

安全衛生教育では作業手順の遵守確認など

4K の取組についての確認をお願いします（裏面）

Safe work TOKYO

第14次東京労働局労働災害防止計画（2023～2027年度）がスタートしました。
引き続き、労働災害防止対策の推進をお願いします！

トップが発信！　みんなで宣言　一人一人が「安全・安心」

重点取組事項について

1　墜落・転落をはじめとした死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信

現場所長自らが「死亡災害を発生させない」旨の決意を安全衛生宣言などで表明するとともに、現場全体への適切かつ継続的な発信及び周知がなされていること。

2　安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組

安全衛生管理活動（現場巡視及び災防協、下請事業者に対する的確な指導・支援等）が実施されていること。

また、作業計画及び作業手順書の作成とそれに基づく手順の遵守、作業開始前の打合せの実施、KY活動の活性化（マンネリ化防止）に向けた取組が行われていること。

【留意事項】

※　日々の職場巡視の徹底はもとより、現場の危険箇所を見つける能力（危険感受性）を養うような創意工夫を凝らした取組を促進することにより、現場全体の安全レベルの向上を図ること。

※　リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクの除去・低減を検討し、当該検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

3　墜落・転落災害防止対策の徹底

(1) 高所作業において、敷地の幅に応じた有効な足場などの作業床の設置、作業床の端や開口部における手すり（囲い等）の設置、墜落制止用器具の的確な使用など墜落・転落防止を重点とした点検強化が的確に図られていること。

(2) **墜落・転落による危険を未然に防ぐためのリスクアセスメントが実施されていること。**

(3) 鉄骨建方作業が含まれる場合に、令和５年９月28日付け東労発基0928第９号「建築工事における建築物等の鉄骨組立て等の作業の安全総点検について」に基づく安全総点検が行われていること。

【留意事項】

※　死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、リスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

※　墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

※　設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、墜落制止用器具の使用等を徹底すること。

※　適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。

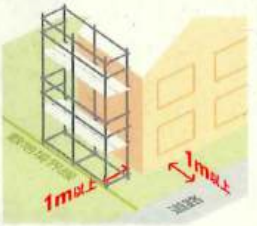

4　安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

(1) 安全衛生ルールが掲示やデジタルサイネージ等により現場全体で共有され、安全衛生対策が盛り込まれた作業手順書の周知が的確に行われていること。

(2) 新規入場者教育、職長教育や必要な特別教育の実施状況を確認するとともに、事前教育（下請事業者による入場前教育）の支援が的確に行われていること。

(3) 危険意識の低下や作業の慣れから生ずる災害防止対策として、災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施など安全衛生意識の向上が図られていること。

【留意事項】

※　作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、「建設業に不慣れな者」を使用することを前提とした管理が必要であることから、必要に応じ、職長教育や安全衛生責任者教育等について再教育を行うこと。また、建設現場で新たに仕事をされる「建設新規就業者」に対しては“建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールを習得させる”ための教育を実施すること。

※　元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図ること。

2024.02

別添２

令和７年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

１　労働者の安全確保のための対策

（１）墜落・転落災害防止対策

一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則（令和５年厚生労働省令第 22 号。以下「改正安衛則（足場関係）」という。）の全面施行、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成 15 年４月１日付け基発第 0401012 号、令和５年 12 月 26 日最終改正）の策定等を踏まえ次の対策を推進する。

ア　足場等からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死亡者数の約２割が足場に関連したものとなっている。こうした災害を防止するため、幅が１メートル以上の箇所における本足場の使用の徹底、足場の点検時の点検者の指名の徹底等、改正安衛則（足場関係）に基づく措置の一層の徹底を図る。また、あらゆる機会を活用し、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知を図り、その普及・定着を促進する。

また、特に木造家屋等低層住宅建築工事においては、墜落・転落災害が多発していることから、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が作成した「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」（令和６年３月）の周知とその定着に取り組む。

【事業者が行うこと】

改正安衛則（足場関係）に基づき、本足場の使用や、足場の点検者の指名等の措置を講じるとともに、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講ずること。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。

さらに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成 24 年２月９日付け基安発 0209 第２号、令和５年３月 14 日最終改正）に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、「足場等の種類別点検チェックリスト」の活用、足場の組立て等の後の点検について、十分な知識・経験を有する者による点検の実施に取り組むこと。

木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を適切に実施すること。

イ　はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死傷者数のうち、はしご・脚立から

の墜落・転落は約３割と最も多くなっている。このため、木造家屋等低層住宅建築工事においては、新たにはしご・脚立等の安全な使用を盛り込んだ「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」の周知と定着に取り組む。また、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和３年３月 17 日付け基安安発 0317 第２号）に基づく周知・指導を行う。

【事業者が行うこと】

木造家屋等低層住宅建築工事においては、上記マニュアルに基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。

ウ　墜落制止用器具の適切な使用

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死亡災害を見ると、墜落制止用器具を装着していたものの、フックを使用していないケースが多く認められていることから、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成 30 年６月 22 日付け基発 0622 第２号）の周知徹底を図り、墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。また、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）に適合した墜落制止用器具の使用を指導する。

【事業者が行うこと】

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止用器具の使用状況を確認し必要な措置を講じること。また、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

（２）令和６年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

令和６年能登半島地震の復旧・復興工事における労働災害を防止するため、「令和６年能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」（令和６年１月４日付け基安安発 0104 第１号等）に基づき、土砂崩壊防止対策、墜落・転落災害防止対策、がれき処理作業における安全確保や石綿粉じん等のばく露防止対策等を徹底する。また、安全衛生パトロール等を実施し、地山の崩壊等のおそれがある作業や、墜落のおそれがある箇所での作業、粉じんにばく露するおそれがある作業、車両系建設機械を用いた作業等における安全衛生対策について指導等を

行う。

全国で地震、豪雨、台風等による大規模な自然災害が発生していることから、建災防に対し、安全衛生専門家による復旧・復興工事の巡回指導等を行う経費を補助し、自然災害からの復旧・復興工事の進捗状況や、現場の実態に即して、関係機関と連携した労働災害防止対策を講じる。

【事業者が行うこと】

自然災害に係る復旧・復興工事では、多数の建設業者により短期間で集中的な工事が行われること、建物の崩壊や地盤の緩み等、作業場所の状態が平常時と異なること等から、災害発生のリスクが高い状況にあることを十分に認識し、土砂崩壊防止措置や墜落転落災害防止措置等、労働安全衛生法令や関係のガイドライン等に基づく措置を徹底すること。

また、復旧・復興工事では、被災県以外の建設業者が工事を行い建設業者間の情報共有が十分でない場合があること、災害ボランティア等の建設業者以外の者が作業範囲に立ち入る可能性もあること等から、隣接する工事現場での建設業者間の情報の共有（災害防止連絡連絡協議会等）に努めるとともに、建設機械との接触防止措置の徹底等、必要な措置を講じること。

（３）高年齢労働者の労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和２年３月 16 日付け基安発 0316 第１号）（以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）の周知を図る。

【事業者が行うこと】

エイジフレンドリーガイドラインに基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めること。

（４）外国人労働者の労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等を「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページにおいて公表しているため、その教材等を周知するなど、効果的な安全衛生教育の実施を促進する。

【事業者が行うこと】

外国人労働者に対する安全衛生教育を行う場合には、これらの教材を活用しつつ、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

また、外国人労働者が労働災害に被災した場合に労働者死傷病報告を提出する際、被災労働者の国籍・地域及び在留資格を、在留カード等によ

り確認し、記入すること。

（5）一人親方等の安全衛生対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業に従事する一人親方等の死亡災害の把握に努めるとともに、令和７年度委託事業により、建設業の一人親方等に対する安全衛生教育に係る支援として全国で研修会を開催するとともに、建設現場において、一人親方等に対して技術指導を行う。

また、事業者から作業等の一部を請け負った請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対して、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令が令和５年４月１日より施行されている（安衛法第 20 条、第 21 条に基づく措置を義務付ける改正省令については令和７年４月１日施行予定）ため、引き続き、指導、周知・啓発を図る。

【事業者等が行うこと】

建設業に従事する一人親方等については、上記研修会等に積極的に参加すること。

改正内容について、事業者の理解を進めるとともに、同改正で保護対象となる一人親方等に適切に周知すること。

（6）転倒災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

転倒災害防止対策の推進について（令和５年５月 19 日付け基安発 0519 第４号）に基づき、転倒災害防止対策の周知指導を行う。

【事業者が行うこと】

リーフレット（https://www.mhlw.go.jp/content/001101746.pdf）等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。

（7）交通労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 25 年５月 28 日付け基発 0528 第２号、平成 30 年６月１日最終改正）について、周知及び指導を図る。

【事業者が行うこと】

上記ガイドラインに基づく措置を適切に講ずること。

とりわけ、建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者に協力すること。

（8）車両系建設機械等による労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

車両系建設機械を起因物とする労働災害による死亡災害が令和６年に37件発生している（※）。災害の概要を見ると、機体に轢かれるもの、機体と物体との間に挟まれるもの、機体とともに転倒するもの等であることから、労働安全衛生規則に基づく各種措置の徹底を指導する。

【事業者が行うこと】

労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、労働安全衛生規則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、車両系建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。

（※）令和７年１月速報時点。

（９）安全な建設機械の普及

【厚生労働省が行うこと】

建設機械による災害を防止するためには、近年の技術の進展に伴い開発されている事故防止技術の活用の促進が重要であることから、安全な建設機械の導入を積極的に勧奨する。特に、中小建設事業者等に対しては、「高度安全機械等導入支援補助金」の活用等を積極的に周知する。

【事業者が行うこと】

「車両系建設機械構造規格」に適合した建設機械を使用するとともに、上記補助金の活用を積極的に検討すること。

（10）荷役作業における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

最大積載量２トン以上の貨物自動者に係る荷の積卸し作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用、テールゲートリフターの操作の業務につく者に対する特別教育の実施などを内容とする改正労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第33号。以下「改正安衛則（貨物自動者関係）」という。）に基づく措置の徹底を図る。また、荷主等の立場となる事業者（以下「荷主等」という。）に対し「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年３月25日付け基発0325第１号、令和５年３月28日最終改正）の周知を図る。

【事業者等が行うこと】

改正安衛則（貨物自動者関係）に基づき、昇降設備の設置及び保護帽の着用の徹底を図るほか、必要な労働者に対しテールゲートリフターの操作に係る特別教育を実施すること。また、リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和３年１月18日付け基安安発0118第２号）に示す取組を実施し、荷役災害防止対策を適切に講ずること。

（11）交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設工事の現場等において、交通誘導等に従事する警備業等の労働者が死傷する労働災害が発生していることを踏まえ、「未熟練労働者への安全衛生教育マニュアル（警備業編）」（令和元年）を周知する。

【事業者が行うこと】

建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、同マニュアルを活用すること。

(12) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

山岳トンネル工事において引き続き肌落ち災害が発生していることから、改正した「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成28年12月26日付け基発1226第1号、令和6年3月26日最終改正）の周知を図るとともに、同ガイドラインに基づき、鏡吹付けの原則実施等の措置の徹底を図る。

【事業者等が行うこと】

山岳トンネル工事の発注者においては、同ガイドラインに基づき、設計段階における適切な支保パターンの選定のほか、施工段階における地山の状況に応じた設計の変更等の必要な対応を行うこと。また、施工者においては、同ガイドラインに基づき、鏡吹付の実施、切羽への立入禁止措置の徹底、切羽監視責任者による監視等、肌落ち災害防止対策を適切に講じること。

また、現場内は狭あいな箇所で重機等が稼働することから、作業員と重機等との接触防止対策についても確実に講じること、

(13) 伐木等作業における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

チェーンソーによる伐木等作業に係る労働安全衛生規則や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発第1207第3号、令和2年1月31日最終改正）の周知徹底を図る。

【事業者が行うこと】

チェーンソーによる伐木等作業を行う場合にあっては、対象労働者への特別教育を実施するとともに、立入禁止措置や保護具の着用等の安全対策を適切に実施すること。

(14) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

【厚生労働省が行うこと】

建設業における労働災害の被災者の約9割は、店社で規模が30人未満のものに所属していることを踏まえ、建設業労働災害防止協会が実施す

る中小の建設会社（以下「専門工事業者等」という。）における集団指導、現場パトロール等の安全衛生活動を支援するための事業に対して補助を行う。

【事業者が行うこと】

専門工事業者等は、上記事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。

(15) 建設工事関係者連絡会議の運営等

【厚生労働省が行うこと】

「建設工事関係者連絡会議の設置について」（平成26年4月11日付け基安発0411第1号）により、建設工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロール、安全衛生教育等について、発注者、施工者及び安全衛生行政関係者が協議し、必要な取組を行う。

(16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

【厚生労働省が行うこと】

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）に基づく基本計画（令和5年6月に変更）について周知する。また、都道府県計画を策定・変更する都道府県及び策定された計画に基づき対策を実行する都道府県に対して他の都道府県の好事例等を紹介するなど取組を支援するとともに、「建設工事関係者連絡会議の運営に当たって配慮すべき事項等について」（令和5年1月31日付け基安安発0131第2号）に基づき都道府県に対して必要な配慮を行う。併せて、都道府県労働局から管内の労働災害発生状況の分析結果、実施する施策等に係る情報について積極的に提供するなど、都道府県との連携の強化を図る。

2　労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

（1）メンタルヘルス対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業においても精神障害が多く発生しており、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が49.6%（令和5年）と低調であることから、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

【事業者が行うこと】

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働災害を防止する上でもメンタルヘルス対策が有効との調査結果（建災防実施）もあることから、建災防とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講ずること。なお、事業主団体等や労災保険の特別加入団体については、当該団体が、傘下の中小企業や労災保険の特別加入者（一人親方等）等に対して、ストレスチェックやストレスチェック後の職場環境

改善支援等の産業保健サービスを提供する費用の一部を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。また、独立行政法人労働者健康安全機構が運営する、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる産業保健支援サービスを無料で活用できること。

（２）熱中症対策

【厚生労働省が行うこと】

熱中症による死亡災害等の重篤化を防ぐために、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者に義務付ける省令改正を行い、本年６月１日に施行する予定としており、リーフレット等を作成し、広く周知する。更に、事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格（ＪＩＳ）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や使用者・労働者等向けの教育資料や講習動画を掲載しているポータルサイトを運営するほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。また、「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」（５月から９月まで、準備期間：４月、重点取組期間：７月）を実施する。

【事業者等が行うこと】

「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。また、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を実施すること。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。なお、前述の「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。

（３）じん肺予防対策

【厚生労働省が行うこと】

令和５年度から令和９年度を期間とする「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、①呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③じん肺健康診断の着実な実施、

④離職後の健康管理等を推進する。

ずい道等建設工事を対象として、粉じん作業に従事する労働者のじん肺健康診断等の情報を管理するために建災防が運用している「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」について、建災防と労働基準監督署が連携の上、未登録事業場に対する登録依頼を実施する。

【事業者が行うこと】

粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講ずること。

当該防止総合対策に基づく措置を適切に講ずること。また、解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。

（4）騒音障害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業においては、ずい道工事や土木工事に従事していた労働者などに騒音性難聴の発生がみられることから、令和5年4月に改訂した「騒音障害防止のためのガイドライン」（令和5年4月20日付け基発0420第2号）について、リーフレットやパンフレットを活用し、周知・指導を行う。

【事業者が行うこと】

事業者は、ガイドラインに基づき屋内作業場に限らず、騒音障害防止対策の管理者の選任、騒音レベルの把握とその結果に応じた騒音ばく露防止対策、健康診断、労働衛生教育等に取り組むこと。また、元方事業者においては、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと。なお、前述の「団体経由産業保健活動推進助成金」が活用できるものであること。

（5）化学物質による健康障害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから、使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を実施するよう周知・指導する。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図る。

塗膜の剥離や掻き落とし作業について、鉛等有害物の有無、剥離工法等により工事に要する安全衛生経費・工期は大きく変わることから、発注者に対し、有害物の有無、剥離工法等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。

金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによ

る神経障害等の健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の改正内容について周知・指導する。

【事業者が行うこと】

建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから、店社ごとに化学物質管理者を選任し、使用前にラベル・SDS を確認させ、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。その際、建災防が作成する化学物質管理に関する資料や管理マニュアル等を必要に応じ活用すること。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。さらに、保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに保護具着用管理責任者の養成に留意すること。

塗膜剥離作業においては、塗膜には鉛、六価クロム、PCB 等の有害物が含まれうることにも留意し、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策（剥離剤等作業で使用する保護具の着用も含む。）を講ずること。また、研磨材の吹き付け（ブラスト）や研磨材を用いた手持ち式動力工具（ディスクサンダー）による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具（送気マスク等）を使用させる等の措置を講ずること。

作業者に対して、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。

（６）石綿健康障害予防対策

【厚生労働省が行うこと】

石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行う。また、建築物の解体・改修工事について、適切に対象選定を行い、遵法意識の確保のための予告なしの立入りを行う。

建築物の解体・改修作業の発注者への対応について、建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の実施、事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合に、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮するなどの発注者による必要な措置が講じられるよう厚生労働省が作成した周知リーフレットを用いて必要な周知啓発を図る。

また、令和８年１月１日以降着工の工事から工作物の事前調査を実施するには必要な知識を有する者（以下「有資格者」という。）に行わせることが義務付けられることから周知徹底を図る。

【事業者が行うこと】

石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の報告、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底する。また、令和５年10月１日以降着工の工事において建築物等の事前調査を実施するには有資格者に行わせることが義務付けられていることから、有資格者による事前調査を確実に行うこと。

さらに、令和８年１月１日以降着工の工事から工作物の事前調査を実施するには有資格者に行わせることが義務付けられることから工作物事前調査者講習の受講を計画的に行うこと。

３　その他の安全衛生に係る対策

（１）労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

【厚生労働省が行うこと】

建設業労働災害防止協会と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。【事業者が行うこと】

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入した企業の労働災害の減少幅は大きく、労働災害防止に効果があることから、建設工事現場の実態を踏まえたシステムである「ニューコスモス」、「中小事業者向けのコンパクトコスモス」の導入・活用に留意すること。

（２）建設業における安全衛生教育の推進

【厚生労働省が行うこと】

技術の進展や就業形態の多様化等が見られる中、職場の安全衛生水準を向上させるためには、適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが重要である。建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、法令等に基づく能力向上教育をはじめ、建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の実施を促進する。

【事業者が行うこと】

「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」（平成29年２月20日付け基発0220第３号）に基づき、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象に、概ね５年ごとに及び機械設備等に大幅な変更のあった場合に、建設工事従事者の専門性の確保のために、労働災害の防止に係る当該教育を受講させること。

また、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（平成15年３月25日付け基安発第0325001号）に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。

このほか、「安全衛生教育及び研修の推進について」（平成 31 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 28 号）に基づく教育、その他の建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の受講等に努めること。

（参考）

令和７年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る関連通達等

（全般）

・第 14 次労働災害防止計画（令和５年３月８日厚生労働省策定、令和５年３月 27 日公示）

・建設業における総合的労働災害防止対策の推進について（平成 19 年３月 22 日付け基発 0322002 号）

・元方事業者による建設現場安全管理指針について（平成７年４月 21 日付け基発第 267 号の２）

1　労働者の安全確保のための対策

（１）墜落・転落災害防止対策

ア　足場等からの墜落・転落防止対策

・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成 27 年３月 31 付け基発 0331 第９号）

・足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年３月 14 日付け基発 0314 第２号）

・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱について（平成 24 年２月９日付け基安発 0209 第２号、令和５年３月 14 日最終改正）

・「手すり先行工法に係るガイドライン」について（平成 15 年４月１日付け基発第 0401012 号、令和５年 12 月 26 日最終改正）

・屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）（令和６年３月 29 日付け基安安発第 0329 第２号）

イ　はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

・屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）（令和６年３月 29 日付け基安安発第 0329 第２号）

・リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和３年３月 17 日付け基安安発 0317 第２号）

ウ　墜落制止用器具の適切な使用

・墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成 30 年６月 22 日付け基発 0622 第２号）

・規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起について（令和４年２月 25 日付け基安安発 0225 第１号）

・規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）（令和５年２月 24 日付け

基安安発 0224 第３号）
・規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）（令和６年４月５日付け基安安発 0405 第２号）

（２）令和６年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
・東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その４）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～（平成 23 年８月 31 日付け基安安発 0831 第４号、基安労発 0831 第２号、基安化発 0831 第２号）
・平成 28 年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（平成 28 年４月 21 日付け基安安発 0421 第１号、基安労発 0421 第２号）
・平成 28 年熊本地震の復旧工事における土砂崩壊災害防止対策等の徹底について（平成 28 年６月１日付け基安安発 0601 第１号）
・災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について（平成 28 年７月 25 日付け基安安 0725 第２号、基安労 0725 第２号、基安化 0725 第２号）
・木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について（平成８年 11 月 11 日付け基発第 660 号の２）
・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年６月 29 日付け基安安発 0629 第２号）（再掲）
・土止め先行工法に関するガイドラインの策定について（平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号）
・東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について（平成 23 年 10 月 21 日付け基安発 1021 第２号）
・令和６年能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（令和６年１月４日付け基安安発 0104 第１号、基安労発 0104 第２号、基安化発 0104 第１号）
・石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）（令和６年１月 23 日付け基安化発 0123 第２号、環水大管発第 2401238 号）

（３）高年齢労働者等の労働災害防止対策
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について（令和２年３月 16 日付け基安発 0316 第１号）

（４）外国人労働者の労働災害防止対策
・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年８月３日付け厚生労働省告示第 276 号）
・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（労働者死傷病報告

様式改正関係）（平成 31 年１月８日付け基発 0108 第４号）
・外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平成 31 年３月 28 日付け基発 0328 第 28 号）
・外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について（令和２年３月 31 日付け基発 0330 第 43 号）

（５）一人親方等の安全衛生対策
・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和４年４月 15 日付基発 0415 第１号）
・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和６年４月 30 日付基発 0430 第４号）

（６）転倒災害防止対策
・転倒災害防止対策の推進について（令和５年５月 19 日付け基安発 0519 第４号）

（７）交通労働災害防止対策
・交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 25 年５月 28 日付け基発 0528 第２号、平成 30 年６月１日最終改正）
・交通労働災害防止対策の推進について（平成 27 年３月 13 日付け基安発 0313 第１号）
・建設業における交通労働災害防止対策の徹底について（平成 27 年８月６日付け基安安発 0806 第１号）

（８）車両系建設機械等による労働災害防止対策
・現時点では、特になし。

（９）安全な建設機械の普及
・現時点では、特になし。

（10）荷役作業における労働災害防止対策
・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年３月 25 日付け基発 0325 第１号、令和５年３月 28 日最終改正）
・荷役作業場所のチェックリスト（平成 27 年８月 27 日付け基発 0827 第８号別添）
・「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和３年１月 18 日付け基安安発 0118７第２号）
・「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について」（令和５年３月 28 日付け基発 0328 第５号）

(11) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策
・現時点では、特になし。

(12) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策
・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」(平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第１号、令和６年３月 26 日最終改正)

(13) 伐木等作業における労働災害防止対策
・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（伐木作業等の安全対策関係）(平成 31 年２月 14 日付け基発 0214 第９号)
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第３号、令和２年１月 31 日最終改正)
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項の改正について（令和２年１月 31 日付け基安安発 0131 第１号)

(14) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
・現時点では、特になし。

(15) 建設工事関係者連絡会議の運営等
・建設工事関係者連絡会議の設置について(平成 26 年４月 11 日付け基安発 0411 第１号)
・元請負人及び下請負人の間での労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について（平成 27 年６月 15 日付け基安発 0615 第１号)

(16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等
・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について(平成 29 年３月 16 日付け基発 0316 第３号)
・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について（平成 29 年６月９日付け基発 0609 第７号)
・建設工事関係者連絡会議の運営に当たって配慮すべき事項等について（令和５年１月 31 日付け基安安発 0131 第２号)
・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について（令和５年６月 13 日基発 0613 第３号)

2　労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策
（1）メンタルヘルス対策
・建災防調査　「建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」(平成 30 年４月)

（２）熱中症対策

・令和７年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」の実施について（令和７年２月 28 日付け基安発 0228 第１号）

・職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について（令和３年４月 20 日付け基発 0420 第３号）

（３）じん肺予防対策

・第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について（令和５年３月 30 日付け基発 0330 第３号、令和６年３月６日最終改正）

・ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の２、令和２年７月 20 日付け基発 0720 第２号改正）

（４）騒音障害防止対策

・騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（令和５年４月 20 日付け基発 0420 第２号）

（５）化学物質による健康障害防止対策

・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年９月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第３号）

・鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成 26 年５月 30 日付け基安労発 0530 第１号、基安化発 0530 第１号／基安労発 0530 第３号、基安化発 0530 第３号）

・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成 10 年６月１日付け基発第 329 号の１）

・一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について（平成 28 年 12 月６日付け基安化発 1206 第１号）

・建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成９年３月 25 日付け基発第 197 号）

・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について（平成 26 年１月 10 日付け基発 0110 第１号）

・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について（平成 26 年１月 10 日付け基安化発 0110 第１号）

・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和２年８月 17 日付け基安化発 0817 第１号）

・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和４年２月 24 日付け基発 0224 第１号）

・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和４年５月 31 日付け基発 0531 第９号）

・「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針」について（令和５年４月 27 日付け基発 0427 第３号）
・防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について（令和５年５月 25 日付け基発 0525 第３号）
・皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和５年７月４日付け基発 0704 第１号）

（６）石綿健康障害予防対策
・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について（令和２年７月１日付け基発 0701 第 11 号）
・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和２年８月４日付け基発 0804 第８号）
・石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について（令和２年９月１日付け基発 0901 第 10 号）
・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について（令和２年 10 月６日付け基発 1006 第２号）
・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について（令和２年 10 月 20 日付け基発 1020 第４号）
・石綿障害予防規則の解説について（令和２年 10 月 28 日付け基発 1028 第１号）
・石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について（令和４年５月９日付け基発 0509 第４号）
・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年１月 12 日付け基発 0112 第２号）
・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年８月 29 日付け基発 0829 第１号）
・「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について（令和６年１月 31 日付け基発 0131 第１号）

３　その他の安全衛生対策
（１）労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号、令和元年７月１日最終改正）
・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について（平成 18 年３月 17 日付け基発第 0317007 号、令和元年７月１日付け基発 0701 第３号改正）

（２）建設業における安全衛生教育の推進

・安全衛生教育及び研修の推進について（平成３年１月 21 日付け基発第 39 号）
・建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について（平成 12 年３月 28 日付け基発第 179 号、平成 31 年３月 28 日最終改正）
・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について（平成 15 年３月 25 日付け基安発第 0325001 号）
・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（平成 29 年２月 20 日付け基発 0220 第３号）